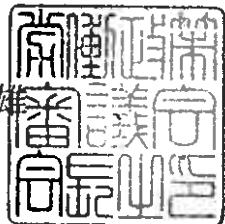


労審発1058号  
平成31年3月8日

厚生労働大臣  
根本 匠 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成31年3月8日付け厚生労働省発基0308第2号をもって諮詢のあった「最低賃金法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 31 年 3 月 8 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「最低賃金法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 31 年 3 月 8 日付け厚生労働省発基 0308 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 31 年 3 月 8 日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

最低賃金部会

部会長 小畠 史子

「最低賃金法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 31 年 3 月 8 日付け厚生労働省発基 0308 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。